

令和7年度 空き家の解体を支援します



～ 魚沼市空家等解体補助金について ～

対象空家

次の全てを満たす空家等

- 公共事業等の補償の対象となっていない建築物
- 建て替えを目的とした解体ではない建築物
- 1年以上居宅その他使用がされていないことが常態である建築物又は所有者等が今後居住等しない建築物

補助対象者

- 空家の所有者又はその相続人

※ただし、補助対象者のほかに所有権を有する人及び所有権以外の権利が設定されている場合、当該建築物を除却することに関し、全ての所有者及び権利者の同意を得ていることが必要になります。

- 補助対象者が属する世帯の所得が1,000万円以下であること
- 過去5年間に当該補助金の交付を受けていないこと

対象工事

次の全てを満たす工事

- 原則として、敷地全体を更地の状態にする工事
- 市内に本店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業主が行う工事
- 他の同種の補助金等の交付を受けていない工事
- 補助金を申請する年度内に完了予定の工事

補助額

最大50万円（解体工事費の2分の1）

解体工事費が100万円以上の場合の補助額は50万円となり、100万円未満の場合の補助額は解体工事費の2分の1（千円未満は切り捨て）です。

- 申請者が多数の場合は、抽選となる可能性があります。

その他

- 交付決定を受ける前に着手した工事は、本補助金の対象となりません。補助金の交付を受けるには、事前申請が必要です。
- 建築物を除却することにより、翌年度から土地にかかる固定資産税が増加になる場合があります。

受付期間：令和7年5月15日から5月30日まで

お問い合わせ：魚沼市 地域創生課/自治振興係

☎025-792-9752